

橋本市民病院業務継続計画策定（見直し）支援業務委託

実施要領

令和4年4月

橋本市民病院

目 次

1	実施要領の位置づけ	1
2	本事業の概要	1
2.1	事業名称	1
2.2	対象施設	1
2.3	管理者の名称	1
2.4	事業の目的	1
2.5	事業期間	1
2.6	見積上限価格	1
2.7	最低制限価格	1
2.8	本業務におけるサービスの範囲と水準	2
2.9	提供されるサービスに対する対価の支払い	2
2.10	遵守すべき関係法令等	2
3	受託者の募集及び優先交渉権者選定に関する事項	2
3.1	受託者に求める役割	2
3.2	優先交渉権者の選定方法	2
3.3	審査委員会の設置	2
3.4	プロポーザル参加資格に関する事項	3
3.5	受託者選定スケジュール	3
3.6	応募の手続き	4
3.7	参加に関する留意事項	5
4	受託者の選定	6
4.1	優先交渉権者の決定	6
5	その他	7
5.1	必要事項等の追加	7
5.2	参加する法人等の名称の公表	7

1 実施要領の位置づけ

橋本市民病院業務継続計画策定（見直し）支援業務委託実施要領（以下、「実施要領」という。）は、橋本市民病院が「橋本市民病院業務継続計画策定（見直し）支援業務委託」（以下、「本業務」という。）について公募型プロポーザル方式を用いて受託者を募集及び選定する際、プロポーザル応募者（以下、「応募者」という。）を対象に交付するものである。

また、以下の文書は実施要領と一体のものである。

- (1) 業務仕様書
- (2) 評価基準書
- (3) 提案書類作成要領及び様式集

2 本事業の概要

2.1 事業名称

橋本市民病院業務継続計画策定（見直し）支援業務委託

2.2 対象施設

橋本市民病院

2.3 管理者の名称

橋本市病院事業管理者 古川 健一

2.4 事業の目的

本業務は、近い将来発生が予想されている南海トラフ巨大地震などの大規模地震等が発生し、病院自らの被災並びに近隣地域の被災が原因で物的・人的資源が制約される状況下においても機能の停止・低下を最小限に抑え、優先して遂行する業務とその業務継続に必要な資源の準備・確保や対応方針を定めた業務継続計画を策定するものである。また、併せて業務継続計画の実効性を高め、災害対応力向上のためのPDCAサイクル構築を行うことを目的とする。

2.5 事業期間

本業務は、契約締結の日から令和5年3月15日までを契約期間とする。

2.6 見積上限価格

本業務について、業務委託費限度額を設ける。

・業務委託費

7,000,000円（消費税及び地方消費税を除く）

2.7 最低制限価格

本業務について、業務委託費の最低制限価格は設けない。

2.8 本業務におけるサービスの範囲と水準

受託者は、仕様書に示す水準を確保するものとする。

2.9 提供されるサービスに対する対価の支払い

橋本市病院は、提供されるサービスに対し、委託契約書に従い、その対価を支払う。

2.10 遵守すべき関係法令等

受託者は、本業務を実施するに当たり、関係法令等を遵守する。

3 受託者の募集及び優先交渉権者選定に関する事項

3.1 受託者に求める役割

事業者は、以下の事項を満足する必要がある。

- ・本院の状況に応じた実効性ある業務継続計画を策定
- ・災害対応力向上のためのマネジメント体制の構築
- ・各部署に応じた適切な行動計画の取りまとめ

このため受託者は、病院事業への深い理解、十分なノウハウ及び期待される役割を果たすうえで必要とされる能力を有している事が求められる。

3.2 優先交渉権者の選定方法

本業務における受託者の募集及び優先交渉権者の選定については、競争性及び透明性の確保に配慮した上で、公募型プロポーザル方式随意契約（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）により行うものとする。

なお、本業務のプロポーザル参加手続きは、以下のとおり実施する。

(1) プロポーザル参加資格確認

プロポーザル参加資格の確認として、資格を有することなどの形式面の確認を行う。

(2) 提案内容の審査

上記(1)において本業務を実施するために必要な資格を有すると確認された応募者から、具体的な業務の実施方法やサービスの対価の額等について提案を受け、これらの提案内容を総合的に評価した上で、優先交渉権者を決定する。なお、提案内容の審査は、書面での提出を受けるほか、ヒアリングを通じて行う。

3.3 橋本市病院業務継続計画策定（見直し）支援業務委託に係る審査委員会の設置

橋本市民病院は、受託者の選定に際して、「橋本市病院業務継続計画策定（見直し）支援業務委託に係るプロポーザル審査委員会」（以下「審査委員会」という。）を設置する。審査委員会は、参加者の提案内容の技術的な評価を行う。橋本市民病院は、審査委員会の評価の結果をもとに優先交渉権者を決定する。

3.4 プロポーザル参加資格に関する事項

3.4.1 応募者のプロポーザル参加資格要件

- ・ 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- ・ 次の法律の規定による申立又は通告がなされていない者であること。
 - ・ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
 - ・ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- ・ 国税及び地方税に未納の税額がある者は応募者となることができない。
- ・ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団、同条第 6 号に規定する暴力団員の利益につながる活動を行う者又はこれらと密接な関係を有する者ではないこと。
- ・ 公序良俗に反することをを行う者でないこと。

3.5 受託者選定スケジュール

3.5.1 スケジュール

受託者選定に当たってのスケジュールは、以下のとおり予定している。

実施事項	日程
募集内容公告	令和 4 年 4 月 18 日 (月)
募集内容に関する質問の受付	令和 4 年 4 月 19 日 (火)～21 日 (木)
募集内容に関する質問に対する回答の公表	令和 4 年 4 月 25 日 (月)
参加表明書の受付	令和 4 年 4 月 18 日 (月)～25 日 (月)
提案書の受付	令和 4 年 5 月 9 日 (月)～5 月 11 日 (水)
提案書類のプレゼンテーション	令和 4 年 5 月 17 日 (火)
優先交渉権者決定・公表	令和 4 年 5 月中旬
優先交渉権者との交渉	令和 4 年 5 月下旬
優先交渉権者との契約の締結	令和 4 年 5 月下旬

* 土日祝日は除く。

3.5.2 公募内容に関する質問受付及び回答公表

募集内容に関する質問受付は以下の要領により行う。

- ・ 募集内容に関する質問受付
 - ・ 受付期間
令和4年4月19日（火）から4月21日（木）まで
 - ・ 提出方法
公募資料に関する質問がある場合は、その内容を簡潔にまとめ、公募資料に関する質問書（様式第3号）に記入の上、電子メールで提出のこと。その際の着信確認は送信者の責任において行う。

- ・回答の公表

提出された質問に対する回答は、本業務に係る橋本市民病院のホームページを通じて行うものとする。なお、回答に当たっては質問者を匿名化する。

3.6 応募の手続き

3.6.1 参加表明書の提出

応募者は、参加に必要な書類を下記のとおり提出すること。

(1) 提出書類

「提出書類作成要領及び様式集」参照のこと。

(2) 提出方法

持参による。

- ・受付期間

令和4年4月18日（月）午前9時から4月25日（月）午後5時まで

- ・提出先 橋本市民病院 2階 事務局 総務課

3.6.2 参加資格確認結果の通知

プロポーザル参加資格確認結果は、プロポーザル参加申込を行った応募者に対して、令和4年4月28日（木）までに橋本市民病院から書面により通知する。

3.6.3 参加資格がないとされた者に対する理由の説明

プロポーザル参加資格確認結果の通知により、プロポーザル参加資格がないとされた応募者は、橋本市民病院に対して参加資格の確認結果に関する説明の要求書(任意様式)により、説明を求めることができる。橋本市民病院は、説明を求めた応募者に対して、書面により回答する。

(1) 提出書類

参加資格の確認結果に関する説明の要求書(任意様式)

(2) 提出方法

持参による。

- ・受付期間

令和4年4月28日（金）から5月10日（火）正午まで（土日祝日除く）

- ・提出先 橋本市民病院 2階 事務局 総務課

3.6.4 参加の辞退

橋本市民病院よりプロポーザル参加資格を有する旨の通知を受けた応募者が、参加を辞退する場合には、応募提出書類提出期限日までに参加辞退届を持参により提出すること。様式は任意とする。

3.6.5 参加時の提出書類

プロポーザル参加資格を有する旨の通知を橋本市民病院より受けた参加者（以下、「参加者」という。）は、提出書類一式を次のとおり提出することとする。

(1) 提出書類

提案書類作成要領及び様式集参照のこと。

(2) 提出方法

持参による。

・受付期間

令和4年5月9日（月）午前9時から5月11日（水）午後5時まで（正午～午後1時を除く。）

・提出先 橋本市民病院2階 事務局 総務課

3.6.6 費用の負担

参加に係る費用については、参加者の負担とする。

3.6.7 参加時の提出書類の取り扱い

(1) 著作権

参加者から提出された提案書の著作権は、参加者に帰属する。ただし、橋本市民病院は、本業務の公表及びその他必要と認める時には、優先交渉権者の承諾がある場合のみ提案書の一部又は全部を無償で使用することができるものとする。

(2) 特許権等

提案書内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法等を使用したことにより生じる責任は、特段の定めがある場合を除き、当該提案を行った参加者が負う。

(3) 提案書類の返却

参加者から提出された書類は返却しない。

3.6.8 本業務に関する問い合わせ

橋本市民病院 事務局 総務課

電話 0736-34-6128

FAX 0736-37-1880

電子メール shomu@city.hashimoto.lg.jp

3.7 参加に関する留意事項

3.7.1 提出書類の書換え等の禁止

参加者は、提出期限以降における提出書類の差替え及び再提出をすることができない。

3.7.2 無効事項

次のいずれかに該当する場合は無効とする。

- ・ プロポーザル参加資格のないものが応募したとき
- ・ 応募時及び参加時の提出書類が所定の日時までに到着しないとき
- ・ 2通以上の応募をしたとき
- ・ 提出書類の記名押印及び金額の記載がないとき又は金額を訂正したとき
- ・ 提出書類記載の金額、記名、件名又は印形が認知しがたいとき
- ・ 談合その他不正の行為があったと認められるとき
- ・ その他応募の条件に違反したとき

3.7.3 提出書類の虚偽記載

提出書類に虚偽の記載をした場合は、提案を失格とするとともに、指名停止措置を行うことがある。

3.7.4 応募の中止等

談合行為の疑い、不正又は不誠意な行為等によりプロポーザルによる審査を公正に執行できないと認められる場合、又は競争性を確保し得ないと認められる場合は、プロポーザル公募の執行延期、再募集又はプロポーザル公募の中止等の対処を図る場合がある。この場合において、応募者が損害を受けることがあっても賠償責任を負わないものとする。

3.7.5 優先交渉権者を選定しない場合

受託者の募集及び優先交渉権者の選定の過程において、応募者がいない等の理由により、本業務を公募型プロポーザル方式で実施することが適当でないと判断された場合には、その旨を速やかに公表する。

4 受託者の選定

4.1 優先交渉権者の決定

4.1.1 提案内容の審査

提案内容の審査は、提出された書面のほか、参加者によるプレゼンテーションにより行う。プレゼンテーションは令和4年5月17日(火)（日時は提案書提出後に指定する。）に行う予定とする。審査の詳細は「評価基準書」に示す。なお、プレゼンテーションの詳細は事前に参加者に通知する。

4.1.2 最優秀提案の選定

各参加者の総合評価点が最も高い提案を最優秀提案に選定する。また、最優秀提案の次に優秀な提案を優秀提案とし、優秀提案に選定する。

総合評価点が同点の場合は、提案評価点が最も高い提案を最優秀提案として選定する。提案評価点も同点の場合は、提案評価点のうち、プレゼンテーションを除く、評価項目で「対策計画の立案 維持管理の全体に関する事業計画」、「マネジメント体制の構築」、「行動計画の取りまとめ」の順に最も高い提案を最優秀提案として選定する。

これらも同点の場合は、くじ引きにより最優秀提案を決定する。

4.1.3 優先交渉権者の決定

橋本市民病院は、審査委員会より選定された最優秀提案者を本業務の優先交渉権者に、優秀提案者を次点交渉権者に決定する。

5 その他

5.1 必要事項等の追加

本書に定める事項以外に応募の実施にあたって必要な事項が生じた場合には、プロポーザル参加資格確認結果の通知前においては、橋本市民病院のホームページを通じて、また、プロポーザル参加資格確認結果の通知後においては、参加者に通知する。

5.2 参加者する法人等の名称の公表

優先交渉権者決定後までは、法人等の名称は、原則として公表しない。また、優先交渉権者決定後も選定されなかった参加者については、法人等の名称は公表しない。